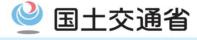
# 意見交換会ご説明資料

令和3年3月30日 不動產·建設経済局



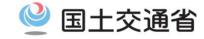


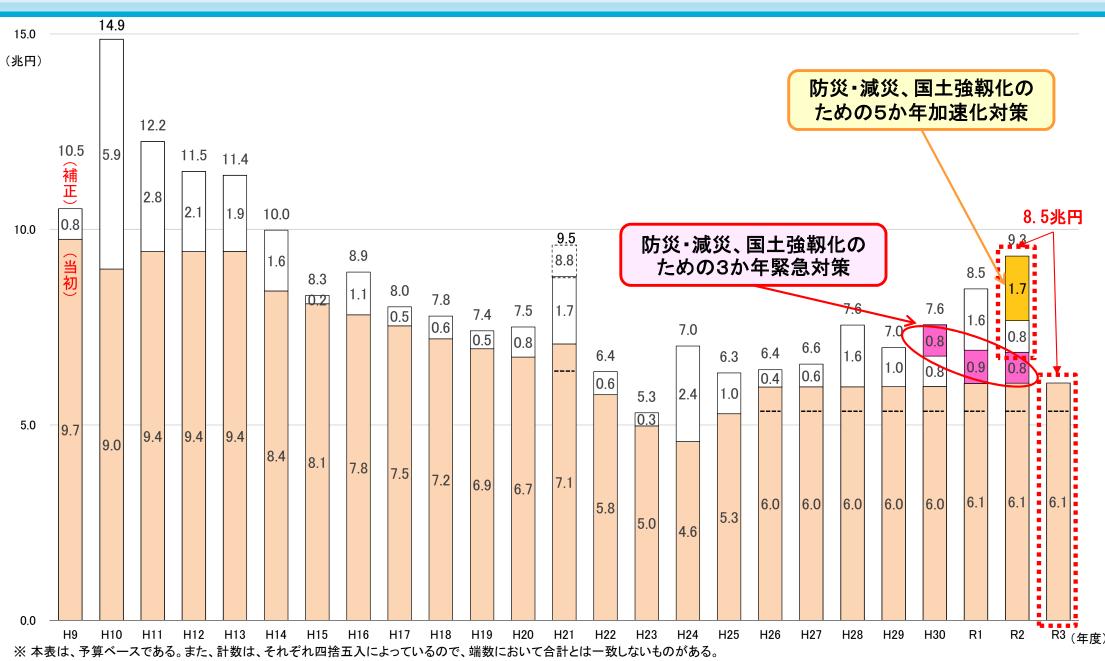
1. 施工確保に関する取組

2. 技能労働者の賃金水準の引き上げ

3. 建設キャリアアップシステム

# 公共事業関係費(政府全体)の推移





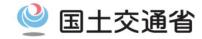
<sup>※</sup> 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。

<sup>※</sup> 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。

<sup>※</sup> 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。

<sup>※</sup> 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度分は、令和2年度第3次補正予算により措置する。(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」令和2年12月11日閣議決定と

# [公共工事の施工確保] 発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化



- 発注者と建設業団体との緊密な連携により、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による公共 工事の着実な実施が図られるため、地方公共団体に対しても、総務省と連名で取組を要請
- 受注者側の受注体制の共有、入札制度の改善検討等を推進

国交省から地方公共団体に対し、発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化、受注環境の把握、円滑な発注等を要請※

『公共事業の円滑な施工確保について』(令和3年1月29日総務省自治行政局長・国土交通省不動産・建設経済局長通知

公共工事の円滑な施工確保に向けた地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換の推進について(依頼)』(令和3年2月8日付国土交通省不動産・建設経済局建設業課長事務連絡)

### [全建の取組例]

#### 28都県で開催(R3.3月末時点)

### 地域の受発注者間の連携・意思疎通

#### ※令和3年2月8日、全建会長から都道府県会長あてに依頼

- 防災・減災、国土強靭化の推進、コロナ禍から の日本経済の早期回復のために公共事業の 円滑な施工が必要不可欠
- ○今後の公共事業の円滑な施工に向けて、 都道府県等との意見交換会の早期開催など 受発注者間の意思疎通の緊密化、地域の状況 の集約等

### 都道府県など 地方公共団体

- 〇発注見通しの共有
- 〇施工確保取組の共有
- 〇制度の改善検討

# 共有・改善

(滴官連携)

国土交通省

○受注者側の受注体制工事稼働状況等の共有

○入札契約に係る課題 ▲ 改善要望 等

地域の

建設業団体

### [日建連の取組例]

- 国交省の施工確保通知を受け、 会長から会員各社に対して、全力で 施工体制の確保を図るよう要請・周知
- 全国各地区の公共工事発注者との 意見交換等を実施

# ・施工確保に向けた 取組の要請

・地域の取組の共有



入札契約による改善検討



- 地域の発注者との 連携の要請
- ・地域の取組の共有

# 建設業団体(全国組織)

- ・地域の状況の集約・国への提供
- ・入札契約に係る課題改善要望 等

「全中建の取組例」 O 全建と同様に、地方公共団体と意見交換会を開催するなど、意思疎通の緊密化の取組を実施

12自治体と開催(R3.3月末時点)

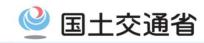


1. 施工確保に関する取組

2. 技能労働者の賃金水準の引き上げ

3. 建設キャリアアップシステム

# 令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について



# 〇全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し9年連続の上昇



注1)金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、今年度は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。 注2)平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

### 参考:近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	H24比
全 国	+15.1% →	+7.1% →	+4.2% →	+4.9% →	+3.4% →	+2.8% →	+3.3% →	+2.5% →	+1.2%	+53.5%
被災三県	+21.0% →	+8.4% →	+6.3% →	+7.8% →	+3.3% →	+1.9% →	+3.6% →	+2.9% →	+0.6%	+69.8%

# 新型コロナウイルス感染症禍における賃金実態の労務単価への反映について

### 現状

R2.10公共事業労務費調査の結果については、経済循環とは全く異なる新型コロナウイルス感染症の流行に起因し、先行きの見えない異常な状況による影響から、一時的に賃金支払いが抑制されている可能性。 (民間工事における賃金支払いについても、公共事業労務費調査の対象となる賃金に影響する可能性もあることに留意。)

### 対応策

コロナ禍の特別措置として下記のような対応を実施。

※約4割超の単価について、 据え置きの特例措置を適用

前年度を下回った単価



前年度単価に据え置き

前年度を上回った単価



新単価に改定(R3.3~)

## 設定イメージ

都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工
01 北海道	-500	-100	100	-300	-100
02 青森県	-300	-100	200	-200	100
03 岩手県	-300	0	200	-200	100
04 宮城県	-300	0	200	-200	100
05 秋田県	-300	-100	200	-200	100
06 山形県	-300	-100	200	-200	100
07 福島県	-300	0	200	-200	200
11 12 2 4 12 1 1 1 1 1 1					



都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工
01 北海道	0	0	100	0	
02 青森県	0	0	200	0	10
03 岩手県	0	0	200	0	10
04 宮城県	0	0	200	0	10
05 秋田県	0	0	200	0	10
06 山形県	0	0	200	0	10
07 福島県	0	0	200	0	20

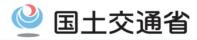
単価への影響

本措置による影響は+0.8%(単純平均)

対前年度増減額

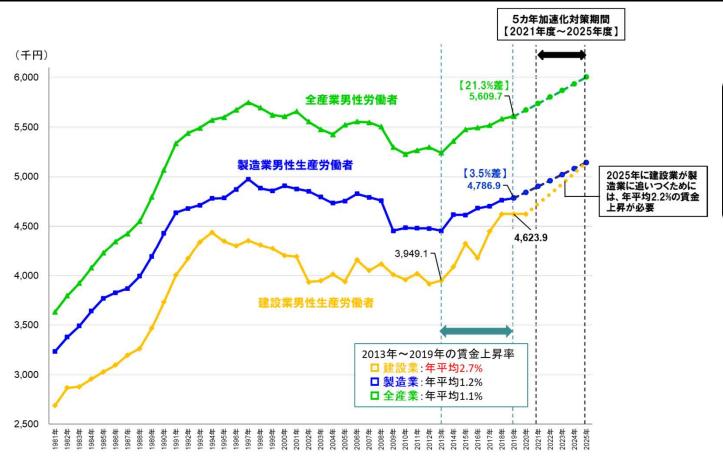
対前年度増減額

# 技能労働者の賃金水準の引上げについて



- 約42%の地域・業種で賃金レベルが下がった状況が継続・拡大すれば、かつての賃金下落、労務単価下落、利益下落、更なる賃金下落という負のスパイラルに陥りかねない。
- 技能労働者の賃金の引上げが労務単価の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつなげる好循環を堅持することが必要。
- 今後の公共事業量については、「防災・減災、国土強靭化のための5カ年加速化対策」(5カ年総額おおむね15兆円) により、一定の見通しが確保されている。

### 技能労働者の賃金の推移と他産業との比較



### 技能労働者の賃金水準の 引上げの必要性

- ●今後の担い手確保のためには、賃金上昇の継続が必要
- ●特に若い世代には、技能と 経験に応じて処遇が向上す る姿を示すことが必要
- ●建設業に関わる全ての関係 者が、賃金引上げに向けて それぞれ努力することが重 要

# 技能労働者の賃金引上げに向けた官民の取組(案)



# 事業量確保と着実な実施

□ 5か年加速化対策等により、持続的・安定的な公共事業量を確保し、公共工事を着実に 実施

# ダンピング受注の排除

- □ 適正な予定価格設定の徹底やダンピング対策を強化
- □ 官発注、民発注問わずダンピング受注を慎む

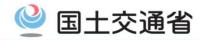
# 技能労働者への適切な水準の賃金支払い

- □ 建設キャリアアップシステムなどを通じた技能と経験に応じた賃金支払い
- □ 労務費を内訳明示した見積書の活用促進
- □ 見積書の尊重
- □ 駆け込みホットライン等を端緒とした労務費設定等の調査・必要な指導

# 各団体における決議・申し合わせや会員企業への周知・徹底

# その他賃金引上げに有効な取組

# 「歩切りの根絶」貫徹に向けた取組



- 〇 <u>平成26年品確法等改正</u>により<u>歩切り※は、品確法に違反することが明確化</u> ※適正な積算に基づ設計書金額の一部を控除して予定価格とするもの 総務省と連携して早期の見直しを要請し、<u>平成28年4月にすべての地方公共団体が歩切りを廃止(注)することを決定</u>
- 〇 今般、<u>平成28年2月以来5年ぶりとなる悉皆調査を実施</u>。歩切りのおそれが判明した団体に対し、速やかに事実確認の上、<u>歩切りの根絶に向けて見直しを徹底する方針</u>

### 平成27年 1月の状況

(注)「歩切り」を 行っている理由につ いて 未回答の1団 体を除いた状況。 設計書金額と予定価格が 同額である団体 1, 031団体 端数処理等を 行っている団体 **297団体** 

(47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

慣例、自治体財政の 健全化等のため「歩切り」 を行っている団体 459団体

<u>平成28年</u> 2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体

1.528団体

端数処理等を 行っている団体 <sup>端数処理等に変更予定の団体を含む)</sup>

252団体

「歩切り」 を行っている団体 8団体

<u>平成28年</u> <u>12月の状況</u>

設計書金額と予定価格が同額である団体

全1788団体

1,598団体(同額とする予定又は見直す方向で検討中の5団体を含む)

端数処理等を行っている団体 190団体

> 端数処理等に変更予定 の1団体を含む

「歩切り」 を行っている 団体 〇団体

<u>平成30年</u> 10月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体

1,669団体(同額とする予定又は見直す方向で検討中の3団体を含む)

端数処理等を 行っている団体

119団体

「歩切り」 を行っている 団体 〇団体

<u>令和3年</u> 2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体 1,672団体

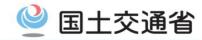
端数処理等を 行っている団体

100団体

「歩切り」を行っている おそれのある団体

16団体

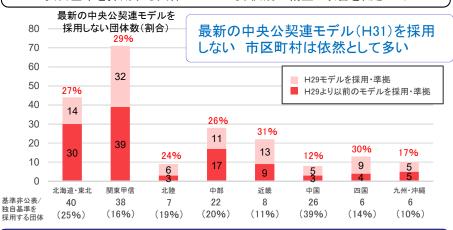
# ダンピング対策のさらなる強化に向けた具体的取組



- 〇ダンピング受注によって、公共工事の品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な <u>適正な利潤を確保することが困難</u>となるおそれ
- 〇今後、<u>都道府県公契連と緊密に連携</u>し、自治体の見える化や個別働きかけなど、ダンピング対策を深掘りして強化

### ①価格調査基準等を大きく下回る自治体の『見える化』

- 〇中央公契連モデルの基準を**大きく下回る調査基準価格を設定** している市町村等の基準を「見える化」し、個別に働きかけ
  - ※ 独自基準を採用する団体についても、個別に精査し改善を働きかけ



### ③施工体制確認型総合評価方式の活用促進

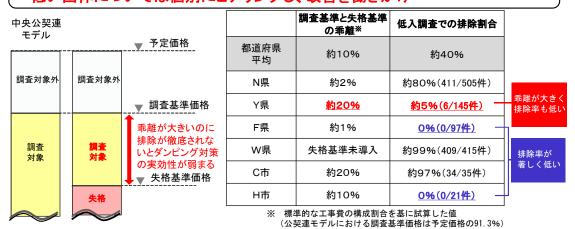
〇国土交通省直轄工事では施工体制確認型総合評価を採用※ 〇各発注者の体制に応じて制度の活用を促進

※ 都道府県では9団体が導入、政令市では導入団体なし



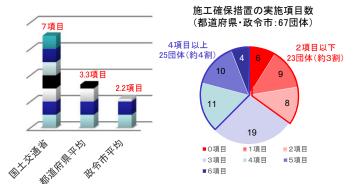
### ②低入札価格調査の適切な運用徹底 (調査の実効性確保)

- ○失格基準が調査基準価格を大きく下回る団体はできるだけ引上げ ○調査其準と失格其準の乖難に比して、低入払調査の排除の実施状況が
- 〇調査基準と失格基準の乖離に比して、低入札調査の排除の実施状況が 低い団体については個別にヒアリングし、改善を働きかけ



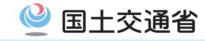
④低入札価格を下回る受注における施工確保措置の拡充

○低入札価格を下回る場合の施工確保措置の実施は自治体間でバラつき。 ○ダンピング抑制の観点からも、更なる対策の活用を促進



#### 【調査基準価格を下回る場合の対策】 (国土交通省直轄工事)

- ・契約保証の額の引き上げ
- 前払金の縮減
- 受注者側技術者の増員
- 監督及び検査等の強化
- •施工体制の点検頻度の増加
- ・施工後の工事コスト調査の実施
- ・粗雑工事があった場合の 指名停止措置等の強化



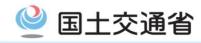
1. 施工確保に関する取組

2. 技能労働者の賃金水準の引き上げ

3. 建設キャリアアップシステム



# 「CCUS官民施策パッケージ」(R2.3.23)の進捗状況



# 令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

### I 建退共のCCUS活用への完全移行

令和5年度からの完全移行に向け、CCUS活用方式等の試行的実施 を経て、令和3年度よりの本格実施。

- 令和2年度において、以下を実施。
  - ➤ CCUSと建退共電子申請方式の試行的実施(R2.12月~)
  - ▶ 運用通知の発出・要領の改正 (R3.3)
  - ▶ 併せて、公共工事において確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導 等の履行強化、民間工事における掛金納付・充当の徹底を促進(運用通知に明記)
- ・ 上記を踏まえ、令和3年度からCCUS活用を本格実施
- 建退共の電子申請に係る事業者手続きの更なる簡素化・円滑化に向けた検討実施(R3年度~)

### II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化

- 社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインを改定済み(10月)
  - ▶ 労働者の現場入場時の社保加入確認において、CCUS活用を 原則化

## 建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現

- CCUSのレベルに応じた賃金支払いの実現に向けた仕組みの検討
- ▶先行の専門工事業団体等において、レベル別の賃金目安を設定済(7職種)
- ▶下請による職長手当等マネジメントフィーの見積りへの反映、元請による見積 尊重の促進・徹底に向けて、「標準見積書改定WG」を開催(R2.11~) 令和3年度早期に結論を出し、標準見積書を改定
- ・ 専門工事企業の施工能力見える化の本格実施(R3.4~)
- ▶ 業種別の評価基準の策定に向け、見える化告示・ガイドラインを策定(R2.4)
- ▶ 6 団体において業種別の基準を作成・認定 (R3.3)

### Ⅲ 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用

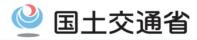
国の直轄モデル工事や都道府県における加点評価など、公共工事における取組が確実に進展。

- 令和2年度において、以下の取組を実施。
- ▶ 国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、CCUS義務化モデル 工事(26件)、CCUS活用推奨モデル工事(25件)を実施
- ➤ 営繕(9件)においてCCUS活用推奨モデル工事、港湾・空港工事(13件)においてもCCUS活用工事を実施
- ➤ このほか、地元業界の理解を踏まえ、直轄 C ランク工事においてもCCUS推奨 モデル工事を試行(20都府県)
- ▶ 地方公共団体において、積極的な取組を要請(4月)。
  - ✓ 21県において企業評価を導入、他の全都道府県においても検討を表明
  - ✓ 人口10万以上の全ての市区に対して直接ヒアリング等実施(~3月)
  - ✓ 都道府県公契連を通じて市町村に対しても取組を要請(2、3月)
- ▶ 独法・特殊会社等に対してCCUS活用を要請。
  - ✓ UR都市機構、水資源機構、高速道路会社において令和3年度より活用の方針。
- 令和3年度以降、段階的に**CCUS活用工事の対象を拡大**し、I と連動して 公共工事等での活用を原則化

### 更なる利便性・生産性向上

- マイナンバーカード・マイナポータルとの連携
- ▶ 技術的な調査及びCCUSのセキュリティ強化を実施(年度内)
- ➤ CCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化(令和4~ 5年度)
- 建設業のDXに向けた環境整備の実施(令和2年度一次補正)
- > 顔認証機能等の実装に向け、実証実験中(11月~)
- ▶ 労務管理機能をはじめ、CCUSの機能拡張に向けた検討(R3.4~)

# 建設キャリアアップシステムの登録状況



- 就業履歴数は順調に増加(R3.2 月間約110万回)※ ※2020年12月に初の100万回超え
- 約7.3万の事業者※が登録 ※一人親方を除く。一人親方を加えた数値は約9.5万事業者
- 約48.6万の技能者が登録

### (参考)

	技能者登録	(参考)技能者数	事業者登録	(参考)建設業許可
全国	485,822人 (15.3%)	, , ,	95,369者 (20.2%)	,

(注)技能者登録、事業者登録数はR3.2末時点 技能者数は労働力調査(総務省)のR2元平均より国土交通省推計 建設業許可数はR2.3末時点









# 公共工事におけるCCUS活用の促進



- ○建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- ○国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

### 国直轄工事

### R2年度より、モデル工事を試行

事業者登録率・技能者登録率・就業履 歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、 達成状況により工事成績評定で加点

### 【一般土木(WTO対象工事等)】

○ CCUS義務化モデル工事

(全国で26件)

※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担

- CCUS活用推奨モデル工事 (全国で25件)
- 〇地元業界の理解がある20都府県において、直轄Cランク工事でも活用推奨モデル工事を試行

### 【営繕工事】

O CCUS活用推奨営繕工事 (全国で9件)

### 【港湾·空港工事】

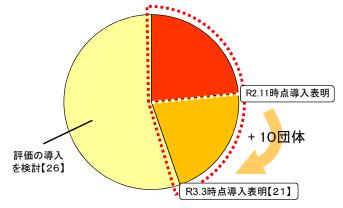
○ CCUS活用モデル工事 (全国で13件)

### 地方公共団体

国土交通省より、直轄事業での モデル工事や先行する県による 総合評価での加点等を踏まえた 取組を要請(R2年4月)

〇21県が企業評価の導入を表明、 他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施(3月末までに全市区283団体に実施)

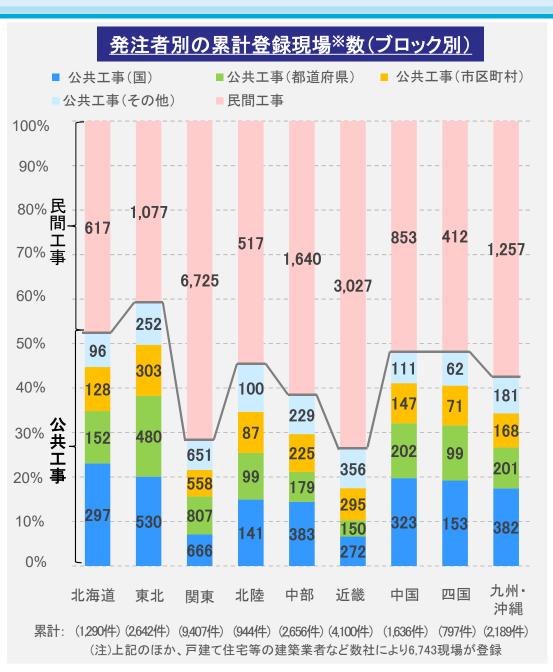
### 独法•特殊会社

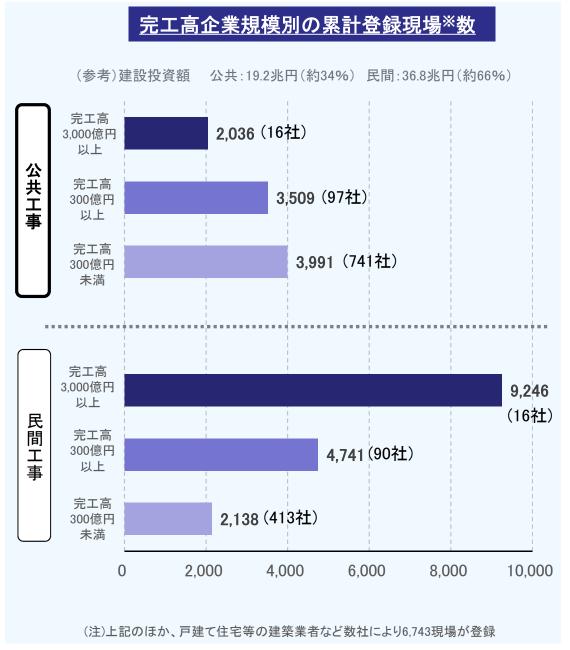
国土交通省より、独立行政法人 等に対してCCUS活用を周知 (R2年4月)

- OUR都市機構においてR3年度 から原則全ての新規建設工事で 推奨モデル工事を実施予定 (R3年度は20件程度の工事に適 用予定)
- 〇水資源機構においてR3年度に 本社契約の土木一式工事で義務 化モデル工事を1件実施。その 他の本社契約の土木一式工事を 推奨モデル工事として原則実施
- ○NEXCO西日本においてR3年度 から義務化モデル工事を実施予 定

# 公共工事等におけるCCUS現場利用の状況

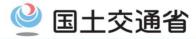






※CCUS上で現場登録を行い、カードリーダー設置等により就業履歴の蓄積ができる 状態にある工事現場について、CCUS本格運用(平成31年4月)から令和3年2月末まで集計。

# 都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況



■評価実施

今後検討

R3~評価導入

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた20都府県で実施予定(他に4協会が検討中)
- 都道府県発注工事は、21県が企業評価の導入を表明し、他の全ての都道府県においても導入の検討を表明 広がりをさらに加速化するため、様々な機会に知事等のハイレベルに直接働きかけることをはじめ、より一層取組を強化

都道府県名	直轄Cランク 工事	都道府県工事 での評価
北海道		Δ
青森県		Δ
岩手県		Δ
宮城県		0
秋田県		Δ
山形県		Δ
福島県	•	0
茨城県		Δ
栃木県		0
群馬県		●, ◎(予定)
埼玉県		(予定)
千葉県		Δ
東京都		Δ
神奈川県		Δ
新潟県		Δ
富山県		Δ
石川県		0
福井県		(予定)
山梨県		0
長野県		0
岐阜県	•	(予定)
静岡県		<b>©</b> O
愛知県		Δ
三重県	0	(予定)

協会において検討中

※赤枠は令和2年11月以降表明されたもの

都道府県名	直轄Cランク 工事	都道府県工事 での評価
滋賀県		0
京都府		Δ
大阪府		Δ
兵庫県		0
奈良県		Δ
和歌山県		Δ
鳥取県		Δ
島根県		Δ
岡山県		(予定)
広島県		◎(予定)
山口県	(予定)	Δ
徳島県		○(予定)
香川県		Δ
愛媛県		Δ
高知県	0	Δ
福岡県		0
佐賀県	0	Δ
長崎県	0	0
	1	_
熊本県		Δ
熊本県 大分県		Δ
		△ △ ●, ◎(予定)
大分県	•	Δ

# 都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況 (R3.3.30 現在)

#### 【群馬県】モデル工事を実施

元請のカードリーダー設置のほか、下請事業者や技能者の登録 等を工事成績評定の加点条件とするモデル工事を、発注者指定 型と受注者希望型の2方式で実施

### 【長野県】総合評価等において加点

R2年4月より、総合評価方式での工事発注において「建設 マネジメント」の項目として0.25点加点(R2年度は予定価格 8000万円以上が対象)等

#### 【山梨県】総合評価において加点

県土整備部発注工事(土木一式工事)において総合評価で 加点 (試行)

#### 【滋賀県】 総合評価において加点

総合評価方式において、「CCUSの元請企業の事業者登録 と活用」を実施する場合に加点評価 (試行) ※現場にリーダーを設置し、技能者が利用する場合に評価

### 【岡山県】全工事の成績評定において加点

R3年4月より、土木部発注の全工事を受注者希望 型モデル工事を試行。事業者登録、技能者登録、 カードリーダー設置等を工事成績評定にて加点



R3年4月より、土木部発注の全工事 を受注者希望の推奨工事に位置 づけ。うち20件程度に発注者指定の 義務化工事を適用。また、総合評価 方式において事業者登録を加点

### 【福島県】総合評価において加点

R2年4月より、総合評価方式(一部 類型を除く)の公告案件で、CCUS の活用を加点項目に追加

※郡山市が入札参加資格において加点

#### 【静岡県】総合評価等において加点

総合評価方式での工事発注において、 元請がCCUSに事業者登録している 場合に「企業の施工能力」の項目として 0.5点加点

#### ※浜松市が総合評価において加点

#### 【宮崎県】国と類似のモデル工事を実施

R2年8月以降、大規模工事等を対象として、国の基準に準じた 義務化モデル工事と活用推奨モデル工事を実施

<都道府県工事での評価> く直轄Cランクエ事> 都道府県建設業協会が賛同

- モデルエ事等工事評定での加点
- 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- 検討中
- ※青枠は令和2年11月以降導入を表明されたもの 国土交通省調べ 等



※その他の市町村では、茅ヶ崎市が総合評価における加点を導入済 16